

豊中市子どもを守る地域ネットワーク設置要綱

(要保護児童対策地域協議会)

(設置)

第1条 豊中市内の子どもにかかわる機関が連携、協力して子どもの権利を擁護し、子どもと家庭の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定に基づき、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 ネットワークの活動は、次のとおりとする。

- (1) 要保護児童等の発見からサポートに至るシステムの構築
- (2) 要保護児童等の支援に関する情報交換
- (3) 要保護児童等に対する支援内容の協議
- (4) 要保護児童等に関する関係機関等との連携及び協力
- (5) 要保護児童等の支援に関する広報・啓発活動の推進
- (6) 要保護児童等の支援に関する研修の実施
- (7) その他前条の設置目的を達成するために必要な活動

(構成)

第3条 ネットワークは、別表に掲げる機関で構成する。

(会議の種類)

第4条 ネットワークは、代表者会議並びに次に掲げる部会の会議をもって組織する。

- (1) 児童虐待防止ネットワーク部会
- (2) 問題行動等防止ネットワーク部会

(要保護児童対策調整機関の指定)

第5条 児童福祉法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、豊中市こども未来部はぐくみセンターこども安心課とする。

- 2 調整機関は、ネットワークに関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、前条各号に規定する部会間の連絡調整を行うものとする。

(会議の運営)

第6条 ネットワークは、代表者会議並びに第4条各号に規定する部会の会議をもって運営する。

- 2 代表者会議及び部会に座長を置く。
- 3 代表者会議の座長は、こども家庭支援監の職にある者をもって充てる。
- 4 部会の座長は、部会の事務局に当たる部署の課長の職にある者をもって充てる。
- 5 座長は会議の招集、進行及び活動推進の総合的な連絡調整を行う。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が座長として事務を代行する。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、部会が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等に対する支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 部会から受けた活動報告の評価に関すること。
- (3) 関係機関等との連携及び協力のあり方に関すること。
- (4) その他ネットワークの設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は別表に掲げる機関の代表者をもって構成する。

(部会)

第8条 第4条各号に掲げる部会の運営については別に定める。

- 2 部会に事務局を置き、部会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(構成員以外の出席等)

第9条 座長は、代表者会議において、必要があると認めるときは、構成員以外の出席を求め、意見又は説明を聴取し、若しくは書類の提出を求めることができる。

(指導助言者)

第10条 ネットワークは、第2条に規定する所掌事務を効率的かつ円滑に行うため必要と認めるときは、学識経験者等の指導助言者を置くことができる。

- 2 ネットワークは、指導助言者に対し、その専門的知識及び経験に基づく助言もしくは指導又は会議への出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第11条 ネットワークを構成する機関の関係者及び会議への出席者及び指導助言者は、活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。ネットワークの構成員を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

代表者会議
一般社団法人豊中市医師会
一般社団法人豊中市歯科医師会
豊中市私立幼稚園連合会
豊中市民間保育園連合会
豊中市認定こども園協議会
豊中市民生・児童委員協議会連合会
社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
豊中市健康づくり推進員会
一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会
公益財団法人とよなか国際交流協会
人権擁護委員豊中地区委員会
豊中地区保護司会
大阪府里親会池田支部わかば会
社会福祉法人 大阪水上隣保館
豊中警察署
豊中南警察署
大阪府池田子ども家庭センター
市立豊中病院
消防局
教育委員会
福祉部
健康医療部
市民協働部
こども未来部
こども家庭支援監